

公 開 審 第 8 号
令和元年(2019年)12月13日

下関市長 前 田 晋太郎 様

下関市公文書公開審査会
会長 岡 本 博 志

審査請求に対する審査について (答申)

平成31年3月27日付け下保医第1149号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 本審査会の結論

下関市長が平成31年3月15日付け下関市指令保医第25号の却下通知書により行った公文書の公開の請求を却下した処分(以下「本件処分」という。)は、相当である。

第2 本件審査請求及び双方の主張の概要

1 本件審査請求の概要

市の職員による記録、審査請求書の記載事項等によれば、本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- (1) 本件審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成31年2月28日付けで、市長に対し、下関市情報公開条例(平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。)第9条の規定により、公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。請求人の公開請求書中「公開を請求する公文書の名称又は具体的な内容」欄の記載は、「平成〇年〇月〇日に医療相談の〇〇氏と面談した時に、その内容を、〇〇氏が作成したメモ文書(〇〇の診察拒否の件)」である。

- (2) 市長は、本件公開請求に対し、本件公開請求に係る文書（以下「公開請求文書」という。）は、市職員の個人のメモであり、市職員が組織的に用いるものとして市が保有しているものでないことから、公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当しないとして、本件処分を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、市長に対し、平成31年3月18日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を行った。
- (4) 公開請求文書の管理担当部課は、保健部保健医療政策課である。

2 本件処分についての双方の主張の概要

(1) 請求人の主張

請求人の主張は、本件処分を取り消して、公開請求文書の全ての公開を求める、というものであるが、その理由は、審査請求書の記載から、要旨、次のとおりと判断される。

ア 公開請求文書は、個人メモではなく、医療相談時に請求人から相談内容の聞き取りを行いながら作成した業務メモである。

イ 業務メモは、勤務時間中に市役所の紙、ペン及びコピー機を使用して作成したものであり、公文書に該当する。

ウ 公開請求文書は、請求人が診察を受ける権利を害されたことの記憶、記録及び経緯を聞き取っているベースとなるメモである以上、公開されなければならないものである。

(2) 市長の主張

公開請求文書は、市職員が組織的に用いている書面ではなく、医療相談に対応した市職員が相談内容を書き留めたメモとして個人が所持しているものであり、市が保有しているものではないため、公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当せず、公開の対象とはならない。

第3 本審査会の判断

1 公開請求文書の公文書該当性について

公開請求文書が、公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当するか否かについて検討する。

同号は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」を公文書という規定しているから、公開請求文書たるメモが、「組織的に用いるため職員によって作成されたもの」であるかどうかは問題となる。

それが組織的に用いるものであると判断するためには、当該文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存又は廃棄の状況等を総合的に考慮して実質的に判断する必要があると考えられる。

例えば、職員が自己の執務の便宜のために保有している写しは、組織的に用いるものには当たらない。また、職員が起案の下書きをしている段階のメモも、そこに重要な事項に係る意思決定が記録されている場合を除き、組織的に用いるものには当たらない。

要するに、メモに組織的共用性があるかどうかは、当該メモを作成した担当者により当該メモが作成されることが組織上期待されているか否か、すなわち当該メモの作成について事前の指示、事後の報告及びその共有化等があったかどうか、また当該メモを基礎として後の意思決定のための文書が作成され、又は組織としての意思決定が行われたかどうか等の当該メモ作成過程の状況如何によって判断すべきものである。

本件についてこれをみると、当審査会が職権で公開請求文書であるメモの現物を確認したところ、それはあくまで担当者個人のメモであつて、当該メモが作成されることが組織上期待されているとはいえず、また、当該メモを基礎として後の意思決定のための文書が作成され、又は意思決定が行われた事情も伺うことはで

きない。したがって、公開請求文書たるメモには組織的共用性はないというべきであるから、当該メモは、公開条例第2条第2号に規定する公文書に該当しない。

2 結論

以上の次第であるから、当審査会は、市長の本件処分について、第1のとおり結論する。

第4 審査経過

- (1) 平成31年3月27日 諮問
- (2) 令和元年7月22日 第1回審査会（市長の意見の聴取及び委員審議）
- (3) 令和元年11月27日 第2回審査会（委員の審議及び方針決定）
- (4) 令和元年12月13日 答申決定